

# ○津軽広域連合会計規則

(平成10年 2月10日規則第5号)

改正 平成18年 2月27日規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるものを除くほか、津軽広域連合の会計事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(準用)

**第2条** 津軽広域連合の会計事務に関しては、弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）を準用する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年 2月27日規則第1号）

この規則は、平成18年 2月27日から施行する。